

【第2回定時株主総会招集ご通知添付書類】

## 第2期 報告書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

事	業	報	告	.....	1									
計	算	書	類	.....	15									
貸	借	対	照	表	.....	16								
損	益	計	算	書	.....	19								
株	主	資	本	等	変	動	計	算	.....	20				
個	別	注	記	表	.....	21								
会	計	監	査	人	監	査	報	告	書	(	謄	本)	.....	29
監	査	役	会	監	査	報	告	書	(	謄	本)	.....	30	

西日本高速道路株式会社

# 事業報告

〔 平成 18 年 4 月 1 日から  
平成 19 年 3 月 31 日まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、消費に弱さがみられるものの、企業収益の改善、設備投資の増加等、企業部門の好調さから、全体として景気回復の基調が続き、国内総生産（GDP）も、増加しています。

このような事業環境のもと、当社が管理する高速道路においては、普通車の通行台数が前年度に比べ微増の中にあって、国内販売実績が好調な軽乗用車及び企業部門での利用が多い大型車等の通行台数が目立って増加しました。このほか、記録的な暖冬により、雪による通行止めが過去3年間の平均に比べ、約1/10にとどまったこともあり、通行台数は、前年度に比べ2.2%の増加となりました。

一方、高速道路事業における料金収入は、種々の割引制度があるノンストップ自動料金收受システム（以下「ETC」といいます。）の利用が伸びたこと（利用率：年度末月61.7%、前年度末月52.6%）等から、通行台数の伸び率よりも低い、前年度に比べ0.3%の増加（663,791百万円）にとどまりました。

高速道路事業以外の事業における売り上げについては、サービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）事業を中心に、概ね順調に推移しました。

その結果、当事業年度の業績は、営業収益が772,942百万円、営業費用が757,511百万円、営業利益が15,431百万円、経常利益が15,784百万円、法人税等を控除した当期純利益は9,973百万円となりました。

なお、事業別の概況は次のとおりです。

#### （高速道路事業）

高速道路管理事業においては、「100%の安全・安心」と「CSの向上」を目指し、緊急交通安全対策（3箇年）を策定、道路構造物等の補修、道路を良好に保つための清掃・点検などを行い、また、ETCを活用した料金割引、SA・PAのトイレの改良計画の策定及びこれに基づく設備改善などを実施しました。

高速道路建設事業においては、高速道路ネットワークの早期整備、安全で円滑な交通の確保及び利便性の向上を目指し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との協定（平成18年3月31日締結。平成18年4月1日施行。）に基づき建設事業を計画的かつ着実に推進しました。当事業年度には、山陰自動車道（宍道ジャンクション～斐川インターチェンジ）が昨年11月25日に開通し、営業延長は3,258kmとなりました。

その結果、営業収益は699,363百万円、営業費用については、協定に基づく機構への賃借料や道路管理費の支出により686,927百万円となり、営業利益は12,436百万円となりました。

（注）「協定に基づく機構への賃借料」には、機構との協定に基づく変動貸付料制により、実績収入が協定に定める計画収入の変動幅を上回ったことに伴う賃借料の増加分（10,154百万円）を含みます。

( 受託事業 )

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、中国横断自動車道尾道松江線などの直轄高速道路事業や一般国道 1 号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、営業収益は 62,649 百万円、営業費用は 62,648 百万円となり、営業利益は 0 百万円となりました。

( S A ・ P A 事業 )

S A ・ P A 事業においては、昨年 4 月 1 日に財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから S A ・ P A の敷地内施設の資産を譲り受けました。

当社では、子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社及びテナント各社と協力し、S A ・ P A を「お客様満足施設」へと変革していくことを目指し、テナントを評価する仕組みを導入し、サービスレベルの向上に取り組み、ハイウェイコンビニ、ドラッグ・メディカルコーナーの設置、地域有名飲食店の誘致などを行うことにより、西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社の運営する S A ・ P A におけるテナント等の店舗売り上げは、122,727 百万円となり、前年度と比べ 7.4% 増加の大きな伸びとなりました。

その結果、S A ・ P A 内の敷地及びその敷地内施設の賃貸料収入等により、営業収益は 9,257 百万円、営業費用については減価償却費等により 6,163 百万円となり、営業利益は 3,093 百万円となりました。

( その他の事業 )

上記以外にもその他の事業として、駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等を行っております。当事業全体としては、営業収益は 1,672 百万円、営業費用は 1,771 百万円となり、営業損失は 99 百万円となりました。

(2)道路資産の引渡しの状況

当事業年度において新設又は改築のために取得した道路資産及び修繕工事又は災害復旧によって増加した高速道路資産は総額 33,647 百万円であり、その路線・区間等は次のとおりです。

なお、これらの道路資産は、道路整備特別措置法第 51 条第 2 項及び第 4 項の規定により、機構に帰属しております。

路線・区間等		帰属時期
中国横断自動車道尾道松江線 【宍道 I C】	改築	平成 18 年 9 月
		平成 19 年 3 月
近畿自動車道松原那智勝浦線 【大阪府堺市深井畑山町から大阪府岸和田市積川町まで】	改築	平成 18 年 10 月
四国横断自動車道阿南中村線 【三豊鳥坂 I C】	改築	平成 18 年 10 月
山陽自動車道吹田山口線 【広島東 I C】	改築	平成 18 年 10 月
		平成 19 年 3 月
山陰自動車道鳥取益田線 【島根県松江市宍道町伊佐美から島根県簸川郡斐川町大字三絡まで】	新設	平成 18 年 11 月
東九州自動車道 【福岡県北九州市小倉南区大字堀越から福岡県京都郡苅田町大字雨窪まで】	改築	平成 19 年 3 月
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕工事	平成 18 年 6 月
		平成 18 年 12 月
		平成 19 年 3 月
一般国道 3 1 号 (広島呉道路)	修繕工事	平成 18 年 6 月
		平成 19 年 3 月
一般国道 1 6 5 号及び 1 6 6 号 (南阪奈道路)	修繕工事	平成 19 年 3 月
一般国道 2 0 1 号 (八木山バイパス)	修繕工事	平成 18 年 6 月
		平成 19 年 3 月
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成 19 年 3 月

(注)「帰属時期」については、当該道路資産が機構に帰属し、当社が機構から借受を開始した時期を記載しております。

なお、複数の帰属時期が記載してあるものは複数回に分けて機構に引渡しを行ったものです。

(3)設備投資等の状況

当事業年度における設備投資総額は、25,371 百万円であり、主な内容は、次のとおりです。

完成した主要設備

- ・料金徴収施設及び E T C 設備の新設  
(斐川インターチェンジ他 4 インターチェンジ)
- ・ E T C 設備の増設(6 レーン)
- ・料金徴収機械等の更新
- ・名神高速道路大津サービスエリア(上り)の休憩施設建物の改築

#### 施工中の主要設備

- ・料金徴収施設及びE T C設備の新設  
(南紀田辺インターチェンジ他4インターチェンジ)
- ・E T C設備の増設(8レーン)

#### (4)資金調達の状況

当事業年度の道路建設資金のために、次のとおり社債発行及び金融機関からの借入を行い、総額146,000百万円を調達しました。

- ・政府保証第2回西日本高速道路債券(10年債)  
平成18年10月25日発行、10,000百万円
- ・政府保証第3回西日本高速道路債券(10年債)  
平成18年11月28日発行、15,000百万円
- ・政府保証第4回西日本高速道路債券(10年債)  
平成18年12月19日発行、15,000百万円
- ・政府保証第5回西日本高速道路債券(10年債)  
平成19年1月25日発行、25,000百万円
- ・政府保証第6回西日本高速道路債券(10年債)  
平成19年2月27日発行、10,000百万円
- ・西日本高速道路株式会社第1回社債(一般担保付、日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(3年債)  
平成19年3月20日発行、20,000百万円
- ・政府保証第7回西日本高速道路債券(10年債)  
平成19年3月27日発行、10,000百万円
- ・長期借入金(3年)
  - 平成18年12月8日借入、20,000百万円
  - 平成19年2月9日借入、10,000百万円
  - 平成19年3月26日借入、11,000百万円

#### (5) 対処すべき課題

当社は、高速道路事業等を通じてお客様満足を高め、地域の発展に寄与し、社会に貢献することを目指して事業を進めています。平成 19 年度から平成 22 年度までを「経営基盤を確立する期間」と位置づけ、平成 19 年度はその初年度として、重要な社会的インフラを支える高速道路事業者としての使命と企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: 以下「CSR」といいます。)を果たすため、次の取組みを行います。

##### 社会的インフラを支える高速道路事業者としての使命の達成と道路に関する新たな事業への展開

常にお客様への「100%の安全・安心」の提供を追求するとともに、環境の創造と地域との共生を図り、次世代へ健全な道路を引き継ぎます。

さらに、計画から管理に至る総合的な技術力とノウハウを活かした道路に関する新たな事業の展開により、地域の発展と暮らしや利便性の向上に貢献します。

また、高速道路は活力ある地域の形成に不可欠な社会基盤であるとともに、リダンダンシー（緊急時の代替性）の観点からも高速道路ネットワークの早期整備が期待されていることから、高速道路ネットワークの整備を早期かつ着実に推進します。

##### お客様満足の着実なステップアップ

高速道路の効率的な利用を推進するとともに、お客様にわかりやすい料金等についての取組みを進めてまいります。

お客様や地域との良好な関係を構築するとともに、お客様に安らぎ、楽しさ、くつろぎを提供します。「不便の解消」から「次世代の利便性への向上」へ、さらには「アメニティの提供と新事業への展開」へと挑戦することにより、SA・PAを休憩施設としての機能に留まらない、「お客様満足施設」へと変革させる活動を加速させます。

##### ステークホルダーへの還元

高速道路の新設、改築等におけるコスト削減により機構から得たインセンティブや、SA・PAにおけるお客様満足のステップアップにより利用を増加させたことに伴う収益の相当部分は、高速道路管理事業の安全・安心の追求のため活用するとともに、お客様サービスの更なる向上へと還元します。

(注)「インセンティブ」とは、会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、機構が当社に対して行う助成をいいます。

##### 環境への取組み

当社の事業活動が環境と深い関わりがあることを認識し、高速道路事業者として、また社会の一員として、CO<sub>2</sub>削減の取組みを推進するとともに、循環型社会形成及びより良い沿道環境の創造に積極的に取組みます。

##### 社会貢献への取組み

社会の一員として、ステークホルダーの皆様の期待に応えるため、維持管理業務に従

来従事していた会社の拠出による全国ベースでの社会貢献事業を進めるとともに、S  
A・P Aのテナントと協同して社会貢献活動を一層推進します。

(6)財産及び損益の状況の推移

	平成 17 年度 第 1 期	平成 18 年度 第 2 期(当事業年度)
営業利益	19,792 百万円	15,431 百万円
経常利益	20,595 百万円	15,784 百万円
当期純利益	9,675 百万円	9,973 百万円
1 株当たり当期純利益	101.85 円	104.99 円
総資産	524,824 百万円	596,078 百万円
純資産	105,035 百万円	123,007 百万円

(注)第 1 期は 10 月から翌年 3 月までの 6 ヶ月決算になっております。

(7)重要な子会社等の状況(平成 19 年 3 月 31 日現在)

(a)重要な子会社

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率(%)	主要な事業内容
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	110	100.0	高速道路の休憩施設の管理・運営
西日本高速道路サービス関西株式会社	70	100.0	高速道路の料金収受
西日本高速道路サービス中国株式会社	50	100.0	高速道路の料金収受
西日本高速道路サービス四国株式会社	40	100.0	高速道路の料金収受及び交通管理
西日本高速道路サービス九州株式会社	50	100.0	高速道路の料金収受
西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社	60	100.0	高速道路の料金収受、交通管理、点検・管理及び保全作業
西日本高速道路パトロール関西株式会社	20	100.0	高速道路の交通管理
西日本高速道路パトロール九州株式会社	40	100.0	高速道路の交通管理
西日本高速道路メンテナンス九州株式会社	160	100.0	高速道路の保全作業
西日本高速道路メンテナンス中国株式会社	40	100.0	高速道路の保全作業
西日本高速道路メンテナンス関西株式会社	40	100.0	高速道路の保全作業
株式会社エフディー	80	( 50.3 )	高速道路の点検・管理
株式会社オーデックス	90	( 56.7 )	高速道路の点検・管理
四国道路エンジニア株式会社	60	( 57.0 )	高速道路の点検・管理
株式会社ハーディア	45	( 54.1 )	高速道路の点検・管理
西日本高速道路ロジスティクス株式会社	30	(100.0)	高速道路の休憩施設の管理・運営

(イ) 議決権比率( )書きは、間接保有を含む比率です。

(ロ) は、平成 17 年 12 月 2 日に当社の全額出資(資本金 30 百万円)により設立され、平成 18 年 4 月 1 日をもって事業を開始しました。なお、 が実施した株主割当増資に伴い、平成 19 年 3 月 9 日に 80 百万円を追加出資し、出資額は 110 百万円となっております。

(ハ) 高速道路の維持管理事業を行うことを目的に、平成 18 年 10 月 2 日に ~ を、平成 18 年 12 月 1 日に を、平成 19 年 3 月 1 日に を各々設立しました。なお、 ~ の各社については、維持管理業務に従来従事していた会社から、平成 19 年 2 月 1 日に事業を譲り受け、事業を開始しました。また、同じく は平成 19 年 4 月 1 日に、 は平成 19 年 6 月 1 日に事業を譲り受けて事業を開始しました。 は平成 19 年 9 月に事業を譲り受けて事業を開始する予定です。

(ニ) ~ の各社については、平成 19 年 3 月 15 日までに株式を取得し、間接保有を含め、子会社としました。なお、平成 19 年 4 月 1 日に は西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社に、 は西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社に、 は西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社に、 は西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社に、各々社名を変更しました。

(ホ) は、平成 18 年 12 月 7 日に の全額出資により、設立されました。

(b) その他の重要な企業結合の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率(%)	主要な事業内容
九州高速道路ターミナル株式会社	539	21.5	トラックターミナル、 トレーラーヤード及 び貨物保管施設の建 設、管理、運営又は賃 貸事業
株式会社NEXCOシステムズ	50	33.3	料金、経理、人事、給 与等の基幹システム の運用管理

(1) は、当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が株式会社高速道路計算センターの株式を均等に取得（当社においては平成19年2月26日に取得）し、関連会社としました。なお、株式会社高速道路計算センターは、平成19年3月1日に株式会社NEXCOシステムズに社名を変更しました。

(注) 東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と共同して、3社の調査、研究及び技術開発を行うことを目的に、新設分割により、株式会社高速道路総合技術研究所を平成19年4月2日に設立しました。

(8) 主要な事業内容(平成19年3月31日現在)

当社は、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、

高速道路事業

受託事業

SA・PA事業

上記に附帯・関連する事業

を主な事業内容としています。

(9) 主要な事業所(平成19年3月31日現在)

本社 大阪市北区堂島一丁目6番20号

その他

関西支社(大阪市)

中国支社(広島市)

四国支社(高松市)

九州支社(福岡市)

(10)従業員の状況(平成 19 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
2,598 名	53 名	40.8 歳	17 年 4 月

(注)1. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)です。

2. 前期末(平成 18 年 3 月 31 日)の従業員数は、就業人員数 2,651 名です。

3. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算しております。

(11)主要な借入先の状況(平成 19 年 3 月 31 日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)	借入先が有する 当社の株式	
		持株数 (株)	議決権比率 (%)
財務大臣	57,000	43,202	0.05
株式会社みずほコーポレート銀行	3,340	-	-
株式会社新生銀行	2,134	-	-
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,904	-	-
株式会社三井住友銀行	1,380	-	-
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,370	-	-

2. 株式に関する状況(平成 19 年 3 月 31 日現在)

(1)会社が発行する株式の総数 380 百万株

(2)発行済株式の総数 95 百万株

(3)当事業年度末の株主数 2 名

(4)発行済株式の総数の 10 分 1 以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	議決権比率(%)
国土交通大臣	94,956,798	99.95

### 3. 会社役員の様況

#### (1) 取締役及び監査役の様況 (平成 19 年 3 月 31 日現在)

地位	氏名	担当	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	石田 孝	会社の経営の統括	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	奥田 楯彦	会社の業務執行の統括、CS 推進本部・秘書広報部管掌	
専務取締役	山本 正堯	社長補佐、社長に事故ある場合の職務の代行、経営企画本部・管理事業本部・関連事業本部・総務部管掌 (コンプライアンス担当)	
取締役	高田 邦彦	建設事業本部管掌	
取締役	河本 造	財務部管掌	
監査役(常勤)	石川 浩三		
監査役	土岐 憲三		立命館大学理工学部教授
監査役	惣福脇 亨		九州電力株式会社常任監査役

(注)1. 監査役の石川浩三氏、土岐憲三氏及び惣福脇亨氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。

2. 監査役の石川浩三氏は、税務行政における長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5 名 94 百万円 (うち社外 0 名 0 百万円)

監査役 3 名 24 百万円 (うち社外 3 名 24 百万円)

(3)社外役員に関する事項（当事業年度における主な活動状況）

監査役石川浩三氏は、当事業年度開催の取締役会 12 回のうち 12 回に、また、監査役会 21 回のうち 21 回に出席し、常勤監査役として会社経営全般を対象に、特に内部統制の視点から、適宜発言を行いました。

監査役土岐憲三氏は、当事業年度開催の取締役会 12 回のうち 12 回に、また、監査役会 21 回のうち 18 回に出席し、学識経験者としての専門的見地から、適宜発言を行いました。

監査役惣福脇亨氏は、当事業年度開催の取締役会 12 回のうち 12 回に、また、監査役会 21 回のうち 21 回に出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

4．会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

新日本監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	46,500 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53,400 千円

(注)1．当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社の監査は、新日本監査法人が行っております。

(3)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会が、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任のために必要な会社法上の手続きを行います。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を設置する。

また、取締役及び使用人の実践すべき指針として行動憲章を制定し、取締役は、行動憲章を踏まえ率先して職務遂行にあたる。

さらに、社内外にコンプライアンス通報・相談窓口を設置し、不祥事の早期発見、未然防止に努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、社内規則に基づき適切に保存する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

高速道路の交通の安全、お客様・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を図るため、会社の経営リスクに対して、経営リスク管理委員会を設置し、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、経営リスク管理委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対応を行い、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図る。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い適切に対応するため、訓練等を実施する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務分担と権限・責任を明確にし、効率的な職務の執行を行う。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議する。

### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を設置するとともに、行動憲章を制定する。

また、法令及び定款、行動憲章その他の社内規則の遵守を社内に恒常的に浸透させるため、コンプライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報告する。

さらに、内部組織として監査部を設置し、継続的な監査を行うとともに、社内外にコンプライアンス通報・相談窓口を設置し、不祥事の早期発見、未然防止に努める。

### (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

高速道路の交通の安全の確保及び顧客満足度の向上を共通認識として、親会社・子会社間

の意思疎通を密にするとともに、グループ会社全体の管理を適正かつ効率的に行うための仕組みを構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く。また、監査役から当該使用人の充実に求められた場合はこれを尊重する。

(8) 前記の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行う。

さらに、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合、速やかに当該事項について報告を行う。

(10) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、常勤監査役の出席する経営会議に報告する。

また、監査役と取締役との意見交換を定期的に行い、監査役が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

# 計 算 書 類

〔 平成 18 年 4 月 1 日から  
平成 19 年 3 月 31 日まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

平成19年3月31日

(単位:百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		24,574
高速道路事業営業未収入金		47,305
未収入金		22,951
短期貸付金		56,019
仕掛道路資産		217,272
商 品		5
原材料		396
貯蔵品		1,648
受託業務前払金		5,379
前払金		1,336
前払費用		443
繰延税金資産		1,010
その他の流動資産		7,433
貸倒引当金		△ 37
流動資産合計		385,739
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,441	
減価償却累計額	△ 117	1,324
構築物	25,728	
減価償却累計額	△ 1,228	24,500
機械及び装置	64,249	
減価償却累計額	△ 9,888	54,361
車両運搬具	6,701	
減価償却累計額	△ 2,378	4,323
工具、器具及び備品	4,647	
減価償却累計額	△ 1,455	3,191
土地		0
建設仮勘定		2,613
無形固定資産		1,989
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	12,618	
減価償却累計額	△ 925	11,692
構築物	4,139	
減価償却累計額	△ 631	3,508
機械及び装置	431	
減価償却累計額	△ 169	262
車両運搬具	5	
減価償却累計額	△ 1	4
工具、器具及び備品	89	
減価償却累計額	△ 20	69
土地		68,881
建設仮勘定		154
無形固定資産		3
		84,572
		84,575

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	9,289		
減価償却累計額	△ 1,068	8,220	
構築物	885		
減価償却累計額	△ 162	723	
機械及び装置	352		
減価償却累計額	△ 50	301	
車両運搬具	291		
減価償却累計額	△ 121	169	
工具、器具及び備品	673		
減価償却累計額	△ 170	502	
土地		11,737	
建設仮勘定		312	21,968
無形固定資産		2,092	24,060
D その他の固定資産			
有形固定資産			
土地		2,595	2,595
E 投資その他の資産			
関係会社株式		1,320	
長期貸付金		93	
長期前払費用		3,494	
その他の投資等		2,504	
貸倒引当金		△ 955	6,458
固定資産合計			209,994
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		344	
繰延資産合計			344
資 産 合 計			596,078

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金		109,894
1年以内返済予定長期借入金		144
未払金		23,441
未払費用		937
預り連絡料金		2,899
預り金		10,265
受託業務前受金		9,232
前受金		11,347
前受収益		0
賞与引当金		1,688
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		605
回数券払戻引当金		234
その他の流動負債		21
流動負債合計		<u>170,713</u>
II 固定負債		
道路建設関係社債		144,620
道路建設関係長期借入金		82,316
その他の長期借入金		717
受入保証金		4,419
退職給付引当金		57,164
ETCマイレージサービス引当金		8,564
関門トンネル事業履行義務債務		4,497
その他の固定負債		57
固定負債合計		<u>302,358</u>
負債合計		<u>473,071</u>
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		47,500
資本剰余金		
資本準備金		47,500
その他資本剰余金		7,997
資本剰余金合計		<u>55,497</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	9,280	
繰越利益剰余金	10,729	20,009
利益剰余金合計	<u>20,009</u>	<u>20,009</u>
株主資本合計		<u>123,007</u>
純 資 産 合 計		<u>123,007</u>
負債・純資産合計		<u>596,078</u>

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書  
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	663,791	
道路資産完成高	33,647	
その他の売上高	1,924	699,363
2 営業費用		
道路資産賃借料	491,795	
道路資産完成原価	33,647	
管理費用	161,483	686,927
高速道路事業営業利益		12,436
II. 関連事業営業損益		
1 営業収益		
直轄高速道路事業営業収益	44,471	
受託事業営業収益	18,177	
SA・PA事業営業収益	9,257	
その他の事業営業収益	1,672	73,578
2 営業費用		
直轄高速道路事業営業費	44,471	
受託事業営業費	18,177	
SA・PA事業営業費	6,163	
その他の事業営業費	1,771	70,584
関連事業営業利益		2,994
全事業営業利益		15,431
III. 営業外収益		
受取利息	165	
受取配当金	2	
土地物件貸付料	419	
原因者負担収入	993	
雑収入	788	2,368
IV. 営業外費用		
支払利息	968	
借入金繰上返済手数料	688	
雑損失	357	2,015
経常利益		15,784
V. 特別利益		
前期機械装置除却損修正益	171	
前期損建区分修正益	394	
預り連絡料金前期修正益	628	
その他特別利益	128	1,322
VI. 特別損失		
前期利用促進費修正損	284	
偽造ハイウェイカード損失	361	
固定資産評価調整損	289	
その他特別損失	107	1,042
税引前当期純利益		16,063
法人税、住民税及び事業税	6,300	
法人税等調整額	△ 210	6,090
当期純利益		9,973

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

平成18年4月1日 から 平成19年3月31日 まで

(単位:百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高	47,500	47,500	-	-	10,035	105,035	105,035
事業年度中の変動額							
固定資産評価額等の調整(注1)			7,997			7,997	7,997
別途積立金(注2)				9,280	△ 9,280	-	-
当期純利益					9,973	9,973	9,973
事業年度中の変動額合計	-	-	7,997	9,280	693	17,971	17,971
平成19年3月31日残高	47,500	47,500	7,997	9,280	10,729	123,007	123,007

(注) 1. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産他評価額等の調整によるものであります。

2. 別途積立金は、平成18年6月の株主総会における利益処分項目であります。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 一 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法によっております。

#### 二 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 10～50年

機械及び装置 5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 三 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

##### (4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

##### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

##### (6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

#### 四 収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しております。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## 五 その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法  
道路建設関係社債発行費  
社債の償還期限までの期間で均等償却しております。  
ただし、前事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年の何れか短い期間で均等償却しております。
- (2) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 六 重要な会計方針の変更

- (1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等  
当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。  
なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は123,007百万円であります。
- (2) 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い  
当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しております。  
これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。  
なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金54百万円は、当事業年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。
- (3) 金融商品に関する会計基準等  
当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号）を適用しております。  
これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
- (4) 企業結合に係る会計基準等  
当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」（「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成15年10月31日））及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

## 七 表示方法の変更

前事業年度まで「道路休憩所」と称しておりましたS A・P Aにおける高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等の事業は、当事業年度から「S A・P A事業」に名称を変更しております。よって、前事業年度まで「道路休憩所事業営業収益」並びに「道路休憩所事業営業費」として表示していましたが同事業の営業収益と営業費用は、「S A・P A事業営業収益」と「S A・P A事業営業費用」にそれぞれ変更しております。

## 八 固定資産評価額等の調整

国土交通省からの注意・是正文書（平成18年9月20日）を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当事業年度において7,997百万円（貯蔵品 1,163百万円、仕掛道路資産 2,417百万円、高速道路事業固定資産 機械及び装置 5,663百万円、その他1,367百万円、関連事業固定資産その他973百万円、各事業共用固定資産 1,187百万円、その他92百万円）調整し、その他資本剰余金を同額増加させております。

これに伴う減価償却累計額の調整額289百万円は、当事業年度の特別損失に固定資産評価調整損として計上しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### 一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債145,000百万円（額面額）の担保に供しております。

### 二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,105,377 百万円
東日本高速道路(株)	55,076 百万円
中日本高速道路(株)	49,623 百万円
合計	10,210,076 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金35,684百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっております。

日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600 百万円
--------------------	------------

日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,600 百万円
--------------------	------------

民営化以降、当社が調達した借入金について、連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	35,684 百万円
--------------------	------------

### 三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	309 百万円
短期金銭債務	20,389 百万円
長期金銭債務	914 百万円

### 四 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により、当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	9,168 百万円
営業費用	37,467 百万円
営業取引以外の取引による取引高	214 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数	
普通株式	95,000,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

貸倒引当金	272 百万円
賞与引当金	683 百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	244 百万円
退職給付引当金	23,137 百万円
E T Cマイレージサービス引当金	3,466 百万円
その他	457 百万円
繰延税金資産小計	28,262 百万円
評価性引当額	27,101 百万円
繰延税金資産合計	1,161 百万円

繰延税金負債

還付事業税等	151 百万円
繰延税金負債合計	151 百万円
繰延税金資産の純額	1,010 百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

一 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	625 百万円	269 百万円	355 百万円
無形固定資産（ソフトウェア）	1 百万円	0 百万円	1 百万円
合計	626 百万円	269 百万円	356 百万円

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	158 百万円
1年超	198 百万円
合計	356 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	218 百万円
減価償却費相当額	218 百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 二 オペレーティング・リース取引

道路資産賃借料に係る協定に基づく未経過リース料期末残高相当額

1年以内	490,638 百万円
1年超	22,784,286 百万円
合計	23,274,924 百万円

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとなっております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとなっております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入 - 加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額 - 実績料金収入）が減算されることとなっております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 一 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	国土交通大臣	(被所有)直接 99.9%	役員の兼任 転籍2名 道路の新設等の 受託等	受託業務前受金の受入	65,256	未収入金	13,831
						受託業務前受金	5,353

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記取引の取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しています。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれています。

二 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	491,795	高速道路事業営業未払金	53,046
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	33,647	高速道路事業営業未収入金	1,284
				債務の引渡及び債務保証(注1)	35,684		
			借入金の連帯債務	債務保証(注2)(注3)	10,136,577		
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	55,076		
			料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	40,497	高速道路事業営業未払金	6,665
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	49,623		
			民営化に伴うE T C前受金の精算	E T C前受金の精算金の受入	8,554		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が国から借り入れをした金額については、連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 取引金額には料金収入の支払による精算等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

8. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,294.81 円
一株当たり当期純利益金額	104.99 円

9. 重要な後発事象に関する注記

一 多額な社債の発行

当社は、平成19年3月23日開催の取締役会の決議（政府保証西日本高速道路債券923億円以内）に基づき、平成19年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しております。

区分	政府保証第8回西日本高速道路債券
発行総額	金200億円
利率	1.70%
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき 99円60銭
払込期日	平成19年5月21日
償還期日	平成29年5月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

二 子会社の株主割当による増資の引き受け

当社は、平成19年3月23日開催の取締役会において、100%子会社である西日本高速道路メンテナンス中国株式会社に対する株主割当増資612百万円を引き受けることを決議し、平成19年5月31日付けで実行いたしました。

増資引受の目的	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社が既存の株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンス株式会社からの事業譲受けにあたり、財務体質を強化し健全な事業展開を図るため	
増資引受の概要	発行する新株式数	普通株式 612,000株
	新株の発行方法	株主割当
	新株の発行価額	1株につき 金1,000円
	発行価額中資本に組み入れない額	302百万円
	払込期日	平成19年5月31日
	増資引受後の資本金額	350百万円

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	158 百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	245 百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	9 百万円

11. 退職給付に関する注記

一 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

二 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	83,295 百万円
(2) 年金資産	27,750 百万円
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)	55,545 百万円
(4) 未認識数理計算上の差異	1,619 百万円
(5) 貸借対照表計上額純額(3) + (4)	57,164 百万円
(6) 前払年金費用	- 百万円
(7) 退職給付引当金(5) + (6)	57,164 百万円

### 三 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(注1)	2,641 百万円
(2) 利息費用	1,618 百万円
(3) 期待運用収益	1,548 百万円
(4) 数理計算上の差異の費用処理	163 百万円
(5) 退職給付費用(1) + (2) + (3) + (4)	2,547 百万円

- (注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。  
2. その他、転籍者に対する割増退職金を23百万円支払っております。

### 四 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	2.00%
(2) 期待運用収益率	6.00%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	15年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。)

## 12. 企業結合・事業分離に関する注記

### 一 企業結合の概要

相手方	財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団)及び財団法人ハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	S A・P Aに関する営業用資産の保有に関する事業等
企業結合を行った理由	S A・P A事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	事業譲受
企業結合後の名称	西日本高速道路株式会社

### 二 財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

### 三 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金 11,056 百万円

### 四 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額	
流動資産	208 百万円
固定資産	13,218 百万円
合計	13,426 百万円
(2) 負債の額	
固定負債	2,369 百万円

# 会計監査人監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月4日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書（謄本）

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### （1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

平成19年3月23日開催の取締役会の決議（政府保証西日本高速道路債券923億円以内）に基づき、平成19年6月6日に下記の条件にて社債の発行を決定し、募集を開始しております。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 名称        | 政府保証第9回西日本高速道路債券                              |
| (2) 発行総額      | 金100億円  |
| (3) 利率        | 1.9%  |
| (4) 償還方法      | 満期一括償還  |
| (5) 発行価額      | 額面100円につき 99円95銭                              |
| (6) 払込期日（発行日） | 平成19年6月27日                                    |
| (7) 償還期日      | 平成29年6月27日                                    |
| (8) 担保の内容     | 一般担保  |
| (9) 資金の用途     | 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金 |
| (10) その他      | 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受               |

平成19年6月8日

西日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 石川 浩三 印

社外監査役 土岐 憲三 印

社外監査役 惣福脇 亨 印

以上